

秋田県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和2年11月27日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	二井山大森線	横手市大森町上溝字末野30番1地先から字蒲ノ池253番地先まで
県道	野崎十文字線	横手市大雄字新町北52番地3地先から37番1地先まで

2 供用開始の期日 令和2年11月30日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和2年11月27日（金）から同年12月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）